

J A M 政策NEWS

2003年12月3日 第2003-8号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働者派遣法・職業安定法の政省令・告示等決まる 改正労働者派遣法の施行は2004年3月1日に

昨日(12/2)開催された労働政策審議会職業安定部会は、今年の国会で改正された「労働者派遣法」「職業安定法」に関わる政省令等の改正案要綱について諮問を受け、概ね妥当とする報告を出しました。

改正案の概要は次の通りです。

<労働者派遣法関係>

1. 派遣元・先責任者の選任(政令)

派遣元事業主及び派遣先は、物の製造の業務に係る派遣労働者を専門に担当する責任者を選任しなければならない。

物の製造業務への派遣解禁に伴い、
安全衛生の問題等へ配慮した措置

2. 派遣先労働組合への通知・意見聴取(省令・告示)

派遣先事業主は、1年を超え3年以内の派遣期間を定める場合、過半数組合の意見を聴くこととなった。この場合...

派遣先事業主は、派遣を受けようとする業務、派遣期間・開始予定時期等を書面により過半数組合等に通知すること。

聴取した意見の内容等を記載した書面を、派遣終了後3年間保存すること。

過半数代表者は管理・監督の地位にあるもの以外から、適切な手続きで選任された者であること。

過半数代表者への不利益取り扱いはしないこと。

一般業務の派遣期間が1年から3年に延長されたことによる措置。専門26業務は期間制限がない。

3. リストラ解雇後ポストへの派遣受け入れ時の派遣先の措置(告示)

派遣先は、雇用調整により解雇したポストに3ヶ月以内に派遣労働者を受け入れる場合は、必要最小限度の派遣期間を定めるとともに、理由を説明する等、派遣先労働者の理解に努める。

4. 対象業務の追加

紹介予定派遣の場合、病院等における医療関連業務を適用対象業務に追加(政令)

5. 紹介予定派遣(告示)

紹介予定派遣は、同一の派遣労働者について6ヶ月を超えないものとする。

派遣先は、紹介を希望しない場合又は紹介を受けたものを雇用しない場合、派遣元事業主の求めに応じその理由を明示し、派遣元事業主は、派遣労働者の求めに応じ当該理由を明示すること。

6. 安全衛生・福利厚生等の措置(告示)

派遣元事業主は、業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施など福利厚生等の措置について、実状を把握し、派遣先労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努める。

派遣先は、派遣労働者の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力するよう努める。

派遣先は、情報提供等安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行う。

職業安定法関係では、有料職業紹介事業の認可単位の改正にともなう手数料の変更、有料職業紹介が手数料を徴収できる求職者(経営管理者・科学技術者等)の年収要件を引き下げ(1200万円 700万円)などとなっています。

連合は、草野事務局長が談話を発表し、医療関係業務を対象とすることについて、安全面から問題があることなどを指摘。関係当局の指導強化を強く求めると述べています。

また、派遣法に労働組合の関与が初めて盛り込まれたことから、構成組合に対して、春季生活闘争における労使協議の実施を呼びかけています。

JAMとしては、改正派遣法への対応指針を現在作成中で、2月に開催される中央執行委員会に提案する予定となっています。